令和８年度　街歩きマップ５言語版制作業務委託
公募型プロポーザル指示書

一般社団法人松本観光コンベンション協会

1　事業趣旨

当協会が制作・配布している街歩きマップは、現在、日本語、英語、繁体中文、簡体中文、韓国語、タイ語、フランス語の７か国語で展開している。訪日旅行者の国籍構成が多様化していることから、オランダ語、ドイツ語、スペイン語、マレー語、ヘブライ語の５言語を追加し、計 12 か国語体制とする。

本業務は、英語版の版下（現在作成中）を基準として上記５言語版を制作し、各 1,000 部を印刷・納品することを目的とする。判型、用紙、色数、折り加工その他の仕様は、英語版と同一とするので、主たる業務は翻訳となる。

2　委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和９年３月 31 日（水）までとする。

なお、契約締結は令和９年１月を想定する。成果物の納品期限は令和９年３月 19 日（金）とする。

3　業務概要

(1) 業務名称

令和８年度街歩きマップ５言語版制作業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和８年度街歩きマップ５言語版制作業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおりとする。

(3) 成果物の数量

オランダ語版、ドイツ語版、スペイン語版、マレー語版、ヘブライ語版　各 1,000 部（計 5,000 部）

(4) 業務委託料上限額 :1,750,000 円（税込）

4　参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定により、入札に参加することができないとされた者でないこと。

・公告の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

・松本市暴力団排除条例（平成 24 年条例第３号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

・国又は地方公共団体等において、指名停止措置を受けていないこと。

※　複数者が協力して参加する場合は、構成員全員が上記要件を満たすこと。なお、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者とする。

5　参加手続きに関する事項

(1) 日程

公募開始日　　令和 8 年 11 月 25 日（水）
質問受付期限　　令和 8 年 12 月 2 日（水）
参加表明書提出期限　　令和 8 年 12 月 15 日（火）
企画提案書提出期限　　令和 9 年 1 月 4 日（月）
プレゼンテーション審査　令和 9 年 1 月 7 日（木）（予定）
選定結果通知　　審査後速やかに通知する。
※　上記日程は変更する場合がある。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和 8 年 12 月 2 日（水）までの間に、電子メールにより質問すること。
質問に対する回答は、適宜取りまとめの上、令和 8 年 12 月 4 日（金）までに当協会ホームページにて公表する。

(3) 参加表明書の提出

参加を希望する者は、参加表明書を提出すること。提出書類は、次のとおりとする。
・参加表明書（様式任意、参加資格要件を満たしている旨を記載すること）
・会社概要
・5 言語の翻訳者・校閲者の確保状況が分かる資料（社内体制又は業務委託先の別を明記すること）
提出方法は、原則として PDF ファイルを電子メールに添付して提出するものとする。

(4) 企画提案書の提出

参加資格を満たす者は、企画提案書等を提出すること。提出書類は、次のとおりとする。
・企画提案書（言語別・工程別の見積内訳を含む）
・翻訳品質管理手順書（機械翻訳の後編集、ネイティブ校閲、バックトランスレーション、検収の方法）
・過去の類似実績（多言語印刷物の制作事例）
・業務協力予定書（該当する場合に限る。）
企画提案書は、A4 判とし、5 枚以上 20 枚以内を目安とする。
提出方法は、原則として PDF ファイルを電子メールに添付して提出するものとする。

(5) 参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を電子メールにより提出すること。

6　選定方法

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、当協会が設置する企画競争実施委員会において、企画提案書、及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査して行う。

(2) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

	評価項目	評価ポイント	評価点
1	事業理解度・基本姿勢	多言語展開の目的への理解、取り組み姿勢の積極性	10
2	翻訳品質の管理体制	機械翻訳の後編集手順、ネイティブ校閲、バックトランスレーション、検収基準の具体性	25
3	言語別の体制	５言語の翻訳者・校閲者の確保状況、各言語における観光分野の実績	20
4	DTP・組版の精度	版下データの扱い、文字組み、ヘブライ語の右横書き（RTL）対応、色校の方法	15
5	費用	言語別・工程別の見積の妥当性、増刷・言語追加時の単価	20
6	企業実績・信頼性	会社概要、多言語印刷物の制作実績、財務安定性	10
7	会員加算	提案者が松本観光コンベンション協会の会員の場合には、加算します。	10

(3) 書類審査

参加者が６者以上となった場合は、提出書類による書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選定する場合がある。

(4) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、1者当たり25分程度とし、内訳は説明15分、質疑応答10分を基本とする。

実施方法、開始時刻及び会場等の詳細は、対象者に別途通知する。

(5) 最低評価基準点

最低評価基準点は、合計点の7割とする。

参加者全員が最低評価基準点に達しなかった場合は、再募集することがある。

(6) 契約候補者の決定

評価点の高い事業者を契約候補者として選定する。

ただし、契約候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合又は契約交渉が不調に終わった場合は、次点者を契約候補者として交渉する場合がある。

また、実際の業務内容は、企画提案書の内容を基本としつつ、協議の上で決定するものとする。

(7) 結果通知及び公表

選定結果は、参加者に通知する。

また、契約締結後、当協会ホームページにおいて、次の事項を公表する。

・契約先

・参加者数

・評価結果の概要

7　参加資格の喪失

参加者が次のいずれかに該当した場合は、参加資格を失うものとする。

・参加資格要件を満たさないことが判明した場合

・提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があった場合

・審査の公平性を害する行為があった場合

・その他、本プロポーザルの適正な実施を妨げる行為があった場合

8　参加資格等についての申立て

参加資格に関する通知に異議がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して10営業日以内に、書面により申し立てることができる。

9　評価についての申立て

選定結果又は評価に関して異議がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して3営業日以内に、書面により申し立てることができる。

10　成果物の著作権等に関する事項

印刷物、版下データ、翻訳データ、翻訳メモリー及び用語集の著作権は、委託料の支払いをもって当協会に移転するものとする。

当協会は、これらの成果物を、ホームページ、SNS、観光案内所等での掲載、増刷、改訂、他言語への追加翻訳その他必要な範囲で利用し、又は改変することができるものとする。

受託者は、提出した成果物が第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。
成果物に関し第三者との間で紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用においてこれを解決するものとする。

11　その他留意事項

・企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
・提出後の書類の差替え、変更又は再提出は、原則として認めない。
・提出書類は、返却しない。
・本業務の費用は、提案額及び協議により決定する。
・増刷及び他言語追加の際に適用する単価を、企画提案書に記載すること。
・本指示書に定めのない事項については、当協会と協議の上、決定するものとする。

12　問合せ先および提出先

一般社団法人松本観光コンベンション協会
担当　宮之本 伸
〒390-0873　長野県松本市丸の内 4 番 18 号
電話　0263-60-8469
電子メール　s.miyanomoto@matsumoto-tca.or.jp